

処理場等包括的民間委託 導入ガイドライン

令和2年11月

- ▶ 平成20年の「包括的民間委託導入マニュアル（案）」改訂から11年が経過した現在、持続可能な下水道事業の運営に向け、国土交通省も下水処理場等の維持管理業務への包括的民間委託等の導入を積極的に推進しており、今後も導入団体が一層増加することや、既に導入している団体では、2期目以降の契約更新が想定される。
- ▶ 本ガイドラインは、今後導入を検討される地方公共団体だけでなく、2期目以降の契約更新を検討される地方公共団体にも活用していただけるように各種事例を踏まえた内容の拡充を図るとともに、契約更新に係る検討のポイントをとりまとめたものである。

R1 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査

■ 対象団体：処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場施設を有する地方公共団体、日本下水道施設管理業協会の企業

■ アンケート内容

(導入済団体) 1. 包括的民間委託の課題・見直した項目
 2. 職員の技術力 3. 契約概要 4. 導入プロセス
 5. 受託者選定資料 6. 契約完了時 7. 施設情報の蓄積
 8. 次期契約に向けた検討 9. その他

(未導入団体) 1. 包括的民間委託の導入について 2. その他
 (企業) 1. 包括的民間委託への課題 2. 受託者選定資料

維持管理業務委託等調査専門委員会

検討事項

- ◆ 最新実務を踏まえた包括的民間委託の現状分析 (アンケート結果や地方公共団体等の事例より)
- ◆ 包括的民間委託の基本的な考え方
- ◆ 包括的民間委託の受託者選定方式、必要書類、骨子
- ◆ 次期契約等への活用 等

成果

処理場等包括的民間委託導入ガイドライン

【委員名簿】

委員長	東京大学 大学院工学系研究科 都市工学専攻 教授	滝沢 智
委員	千葉県 県土整備部 都市整備局 下水道課 副課長	島田 将士
"	紫波町 建設部 下水道課 整備促進主幹	松岡 好和
"	横須賀市 上下水道局 技術部 水再生課 施設管理係長	内田 知明
"	富士市 上下水道部 下水道施設維持課 統括主幹	佐野 和史
"	福井市 下水道部 下水施設課 施設管理センター 課長補佐	細川 隆之
"	堺市 上下水道局 下水道部 三宝水再生センター 維持第三係長	信山 崇
"	高松市 都市整備局 下水道部 下水道施設課 課長補佐	太田 昌秀
"	熊本市 上下水道局 維持管理部 水再生課長	正代 徳明
"	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室長	鈴木 延明
ワザバ	(地共) 日本下水道事業団 事業統括部 技術援助課長	川上 高男
"	(一社) 日本下水道施設管理業協会 理事兼広報渉外委員長	與三本 毅
"	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	藤浪 隆之

【処理場等包括的民間委託導入ガイドライン】

- 第1章 包括的民間委託の基本的考え方
 - 1.1 包括的民間委託とは
 - 1.2 包括的民間委託の導入目的
 - 1.3 包括的民間委託の導入・実施手順
- 第2章 用語の定義
- 第3章 受託者選定方式
 - 3.1 受託者選定方式
 - 3.2 入札参加促進・競争性確保に向けた取組み
- 第4章 包括的民間委託の導入段階に必要な書類
 - 4.1 包括的民間委託の導入段階に必要な書類
- 第5章 包括的民間委託の骨子
 - 5.1 受託者の業務範囲及び責任範囲
 - 5.2 受託者の満たすべき要求水準
 - 5.3 流入基準と放流水質に基づく対応の考え方
 - 5.4 地方公共団体の技術力の確保・向上について
- 第6章 次期契約等への活用
 - 6.1 包括的民間委託内容の見直し
 - 6.2 スtockマネジメントとの連携
- 第7章 参考資料編
 - 7.1 標準契約モデル ～ 7.1.1 通知・通達類

1.1：包括的民間委託の定義、委託レベル（1、2、2.5、3）、情報管理及びマネジメントサイクルの確立の重要性等
 1.2：包括的民間委託の導入目的と直営・仕様発注・包括的民間委託の特徴比較
 1.3：包括的民間委託の導入・実施手順、導入に当たっての留意事項

第2章：包括的民間委託に係る用語の定義

3.1：各受託者選定方式の概要、実施手順、総合評価方式について
 3.2：入札参加促進・競争性確保に向けた取組みの事例

4.1：受託者選定手続きに必要な書類、民間事業者が包括的民間委託への参画を検討するために必要な書類、民間事業者からの提案書、受託者決定後に作成する書類、契約締結後に作成する書類の内容及び各書類の関係

5.1：委託者と受託者の業務範囲・役割分担、リスク分担の種類例
 5.2：受託者の満たすべき要求水準、要求水準未達時の手続き、事業実施計画と要求水準の扱い、PIを用いて要求水準を設定する方法
 5.3：流入基準と放流水質に基づく対応の考え方、流入基準と要求水準に対する評価の考え方、業務委託費の積算、業務委託に係る支払額の決定方法（ペナルティやインセンティブ、流入条件や物価変動による精算、緊急時の精算の状況・事例）
 5.4：地方公共団体の技術力の確保・向上に向けた検討事項や取組事例

6.1：次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直し例（対象施設、業務範囲、契約期間、リスク分担、要求水準、積算方法、精算方法、インセンティブ、ペナルティ、受託者選定方式、履行監視・評価方法、事業運営体制）と参照先
 6.2：下水道ストックマネジメントの概要と包括的民間委託との連携の概要

第7章：アンケート結果や先進都市の事例等を踏まえた標準契約モデルや各事例、指定管理者制度、通知・通達類

包括的民間委託の定義

処理場・ポンプ場の包括的民間委託とは、下水道事業のサービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための委託方式であり、**性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とする。**

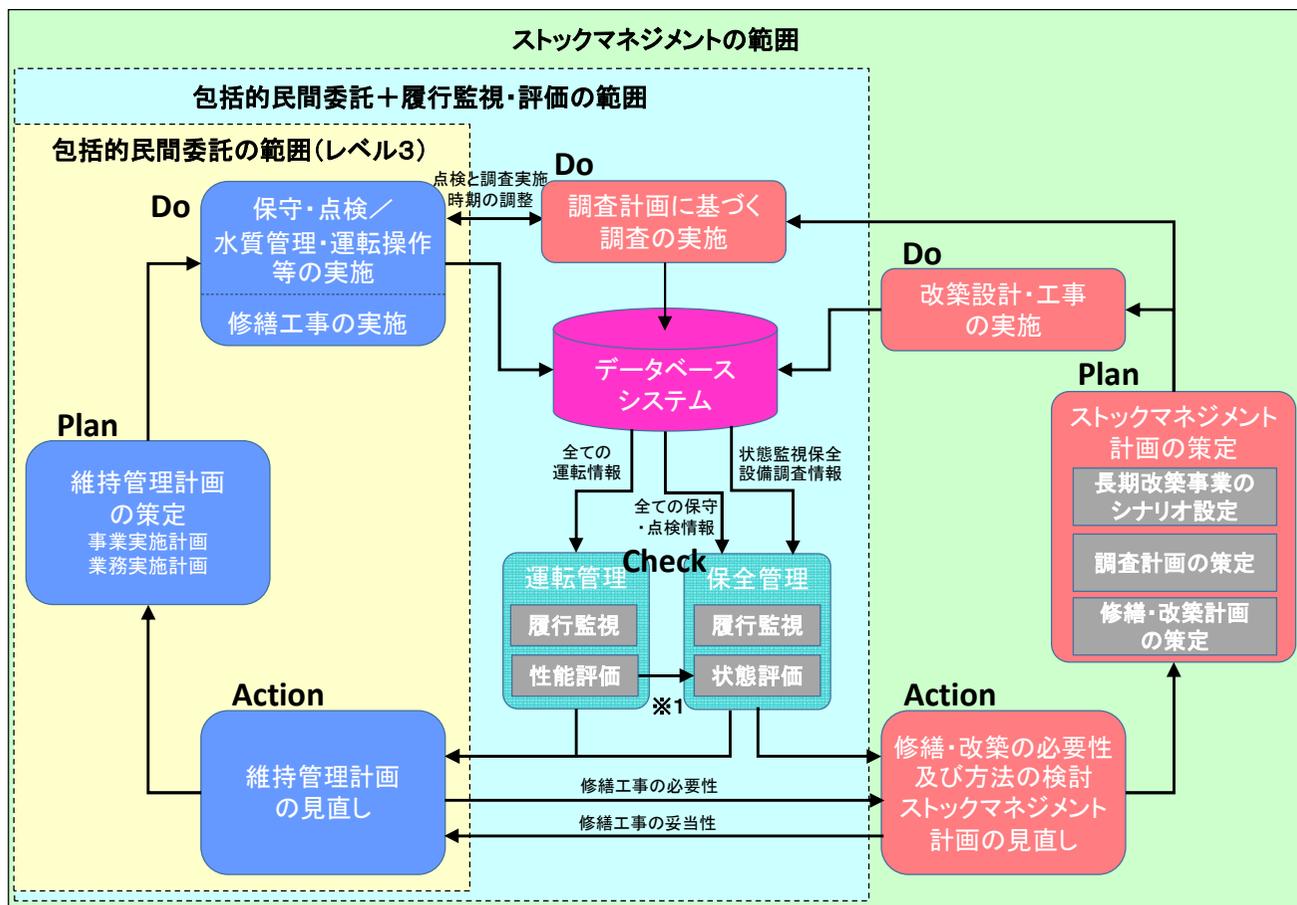
性能発注における包括的民間委託レベル

包括的民間委託の業務範囲は、水質管理、施設の運転操作及び保守点検の**性能発注を基本**とし、必要に応じユーティリティの調達管理や修繕の性能発注、建物管理や植栽管理等の付帯業務まで業務を拡大する場合もある。

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

維持管理情報とマネジメントサイクル

情報管理は、維持管理情報等を起点とした**マネジメントサイクルの確立**のために重要な業務である。膨大な情報を体系的かつ時系列的に管理するためには、**施設情報システム（データベースシステム）の構築・活用**が有効である。



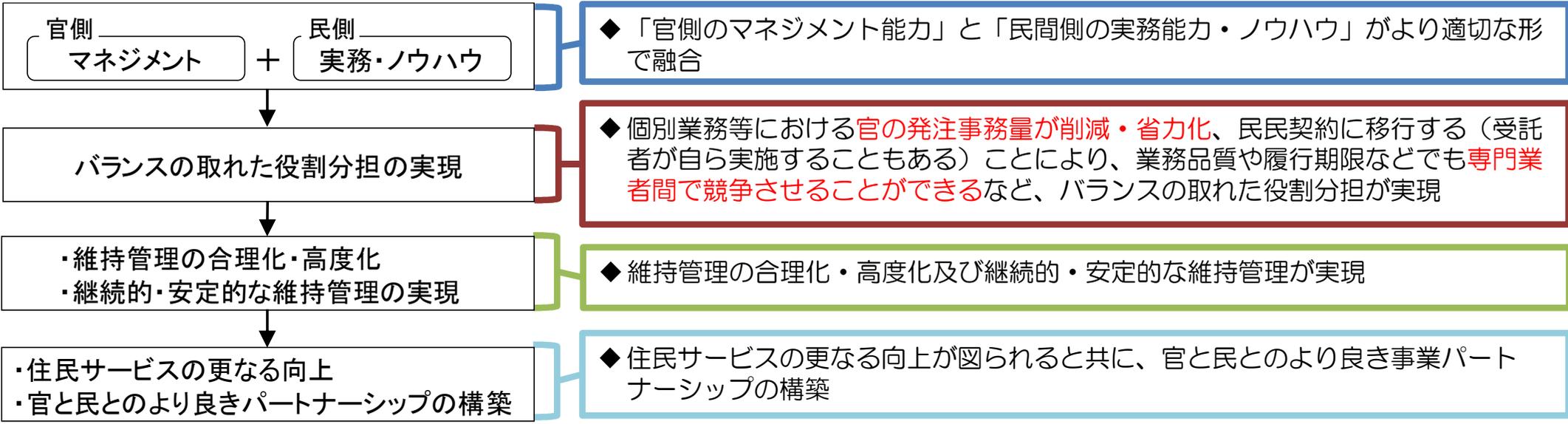
※1: 状態評価では、性能評価結果と点検・調査結果による物理評価結果を総合的に評価する

包括的民間委託の導入目的

厳しい財政状況の中、**持続可能な下水道事業の実現**に向けて、維持管理では、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や、地球温暖化防止の観点から省エネルギー化に向けた高度な運転など様々な課題への対応が求められている。

包括的民間委託の導入に当たっては、コスト縮減効果のみ強調されるべきではなく、**維持管理の合理化・高度化に向けた有効な委託手法**として検討されるべきである。

目指すべき維持管理の合理化・高度化については、環境負荷の低減、省エネ化及び施設の長寿命化等、**総合的な下水道管理の観点から評価**することが重要である。



直営・仕様発注・包括的民間委託の特徴比較

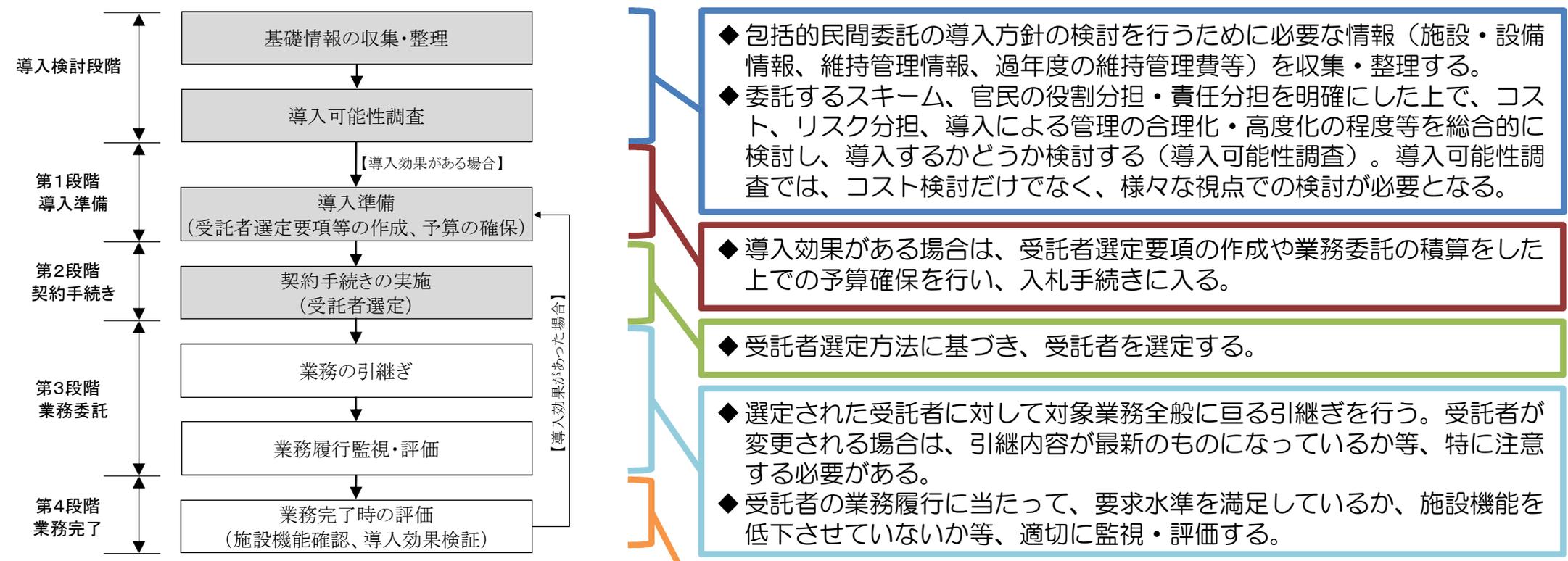
本ガイドラインでは、導入検討の参考となるよう、期待される効果や留意すべき事項について、これまでの一般的な維持管理形態である直営、仕様発注、包括的民間委託の特徴をわかりやすく比較している。

包括的民間委託の導入・実施手順

包括的民間委託は、委託対象施設の情報を十分に収集・整理し、導入した場合の効果を検討した上で、導入準備、契約手続き、履行監視・評価及び完了評価等を進めていく。

包括的民間委託導入に当たっての留意事項

包括的民間委託を導入した場合、運転操作等に係る労力は軽減されるが、委託者には従来から担ってきた**様々な管理責任や契約外の業務は依然として残ることに留意**する。
 十分な導入の効果を得るには、受託者の選定や履行監視・評価業務等を適切に実行することが不可欠である。



※本ガイドラインの対象は、導入段階から第2段階まで
 ※第3・4段階については、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」を参照

受託者選定方式の概要

受託者選定方式としては、地方自治法・地方自治法施行令等により一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式、技術提案・交渉方式等の方式が規定されている。

受託者選定方式は、各方式の特徴（費用重視、技術力重視）を踏まえ、技術者に求める技術力等に応じて、**適切な方式を選定**する必要がある。

方式 特徴	一般競争入札	指名競争入札	総合評価方式 (一般・指名競争入札)	技術提案・交渉方式 (プロポーザル方式・随意契約)
費用重視				
技術力重視				

実施手順

包括的民間委託は、委託者における導入の準備、受託者の選定、業務の準備・実施、完了の順に実施される。本ガイドラインでは、受託者選定方式毎の手順一覧とその詳細な内容を示す。

実施手順一覧

- ◆ 第1段階（導入の準備）
 - 包括的民間委託の導入方針の決定、委託者による施設機能の確認、受託者選定要項等の作成、予算の確保／債務負担行為等の設定
- ◆ 第2段階（受託者の選定）
 - 公告、参加申請受付・資格審査、指名先の選定・通知、受託者選定要項等の配付、現場確認／維持管理情報の開示／説明会、質疑応答、応募者による提案書の作成、提案書の審査、入札・受託者の選定、契約締結
- ◆ 第3段階（業務の準備・実施）
 - 引継ぎ、受託者による業務の実施
- ◆ 第4段階（完了）
 - 受託者から提出された施設機能報告書の確認、契約満了

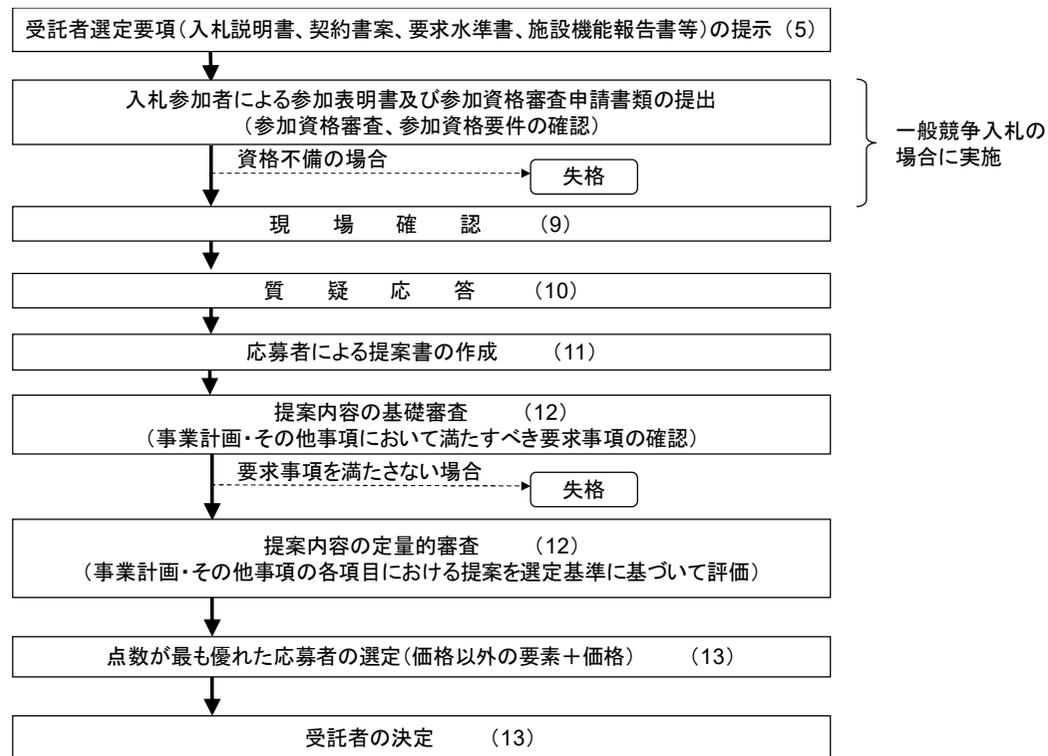
総合評価方式について

包括的民間委託は、性能発注方式であり、受託者のノウハウを活用し、適正な処理を安定的に行うことを目的としている委託方式であるため、様々な受託者選定方式がある中、**民間事業者の技術力を評価する適切な受託者選定方式を選定することも考慮**する必要がある。

本ガイドラインでは、本章と参考資料7.4に、民間事業者の応札価格と技術力を評価する総合評価方式の実施事例を示す。

実施事例

- ◆ 実施手順（右図：実施例）
- ◆ 入札参加資格の要件
（入札参加資格、提出書類）
- ◆ 提案内容の基礎審査
（事業計画に関する提案、運転管理業務・保守管理業務・修繕業務に関する提案等）
- ◆ 提案内容の定量的審査
（提案内容の審査、定量的審査における得点化方法）



市町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式

本ガイドラインでは、技術系職員の不足により、委託するための体制が十分に整備されていない市町村向けに、適切な評価（実績等）を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することによって、**委託者にとっての過重な事務負担を軽減**しつつ、**価格以外の要素を盛り込む**ことを目的としている市町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式について、実施フロー及び評価項目・評価基準について示す。

入札参加促進・競争性確保に向けた取組み

維持管理の合理化・高度化を実現するためには、民間事業者の入札参加促進と適正な競争性を確保することが重要であり、包括的民間委託では、特に**第2期以降の契約の受託者選定における応札者数の減少が課題**となっている。

本ガイドラインでは、民間事業者の入札参加を促し、競争性を確保するために行っている取組について、アンケートより得られた回答（事業規模の拡大、施設情報や維持管理情報の積極的な開示、入札条件の変更等）を取りまとめている（下表）。

○事業規模の拡大

項目	内容
業務範囲の拡大	修繕業務（修繕費の上限額引上げを含む）、活性炭交換・脱臭剤交換、臭気測定、一般廃棄物収集運搬業務、ユーティリティ調達、場内清掃、消防設備点検業務
対象施設の拡大	マンホールポンプ場、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、また、水処理施設と汚泥処理施設の一体発注、別々に契約していた2つの処理場を一体発注
事業範囲の拡大	水道事業や農業集落排水事業との一括契約

○施設情報や維持管理情報の積極的な開示

項目	内容
維持管理情報の開示	維持管理年報データ（過去5か年、日報、月報）、処理場流入量、沈砂・し渣の発生量・処理量、脱水汚泥の発生量・処理量、修繕履歴、故障報告一覧、ユーティリティ使用実績（電気使用量、施設燃料消費量）、ポンプ場各種データ
施設情報の開示	施設概要、設備一覧（機能、能力、設置年度）、施設フロー、施設図面、完成図書、施設機能確認報告書
開示方法	資料閲覧の許可、公告資料とともに配付、ホームページへの掲載、複写の許可、施設確認の許可、施設見学会

○入札条件の変更

項目	内容
最低制限価格	最低制限価格の設定
入札参加者の構成	単体企業・複数企業（JV、SPC）かは不問、JV追加・容認、地元企業とのJVを組むことを参加要件に追加（※）、企業グループによる参加を容認
参加資格	業務実績の緩和（企業として業務経験があれば参加可能）、実績年数の緩和、JV構成員に求めていた受託実績を代表者のみに緩和、本店又は主たる営業所の所在地要件の緩和、配置技術者の経験年数の緩和
技術提案の評価	評価基準（価格の点数化、採点の配分割合）の設定・見直し

○その他

項目	内容
対話・公表	競争性対話、市場調査（サウンディング）、業界紙への掲載、労務単価及び労務単価上昇率の公表、引継業務にかかる固定費の公表、契約書・仕様書に関する質問の回答の公表
受託者選定のスケジュール	公告期間の延長、引継期間の延長
契約内容	契約期間の延長、要求水準の見直し

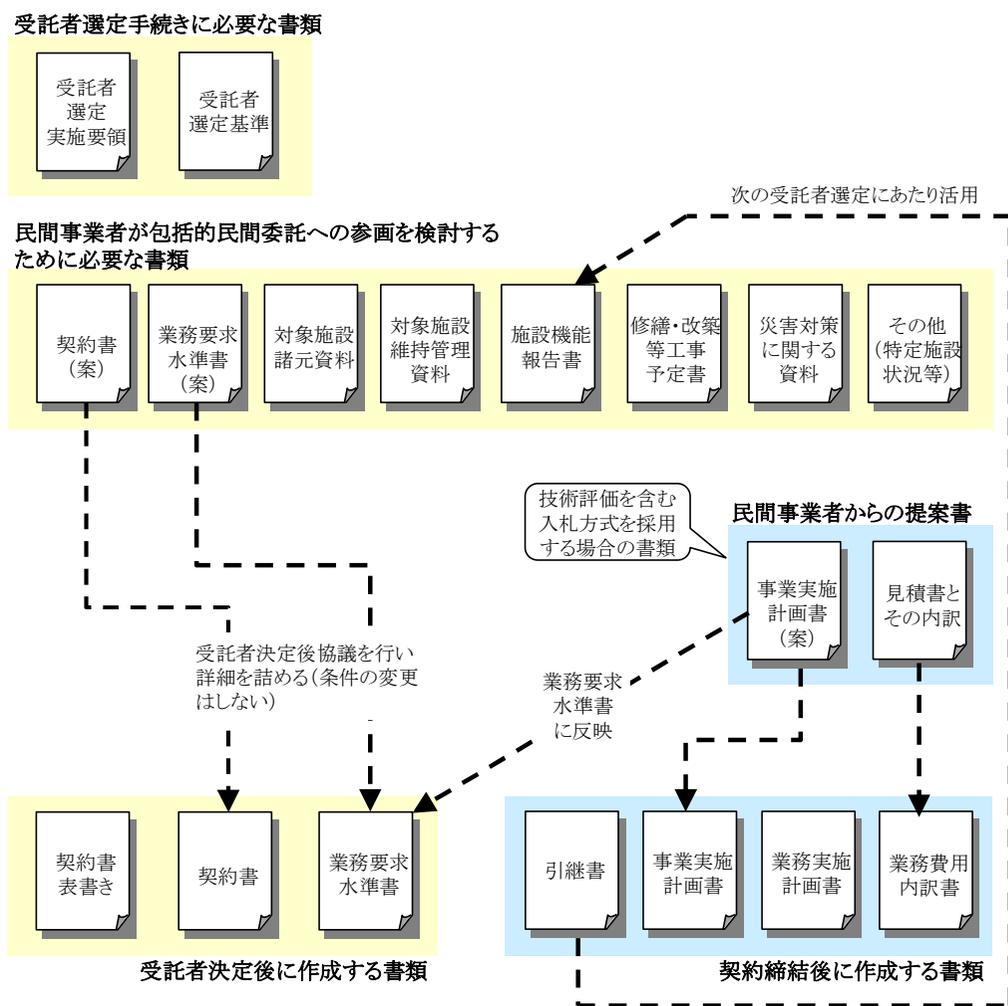
※WTO 案件の場合は地域要件を設定できないことに注意が必要である。

包括的民間委託の導入段階に必要な書類

包括的民間委託の導入段階には、受託者選定手続きに必要な書類、民間事業者が包括的民間委託への参画を検討するために必要な書類、受託者決定後に作成する書類及び契約締結後に作成する書類を準備する必要がある。
 本ガイドラインでは、包括的民間委託の導入段階に必要な書類一覧（下表）及び各書類の関係（下図）を示す。

資料	概要
受託者選定手続きに必要な書類	
(1) 受託者選定実施要領	受託者を選定する手続きを説明した書類
(2) 受託者選定基準	受託者を選定する基準を説明した書類（技術評価を含む入札方式を採用する場合に必要な書類）
民間事業者が包括的民間委託への参画を検討するために必要な書類	
(3) 契約書（案）	業務の契約事項を定めた書類
(4) 業務要求水準書（案）	受託者が満たすべき業務の水準及び受託者が遵守すべき事項を定めた書類
(5) 対象施設の諸元資料	対象施設の概要及び対象施設内の各土木、建築、機械、電気設備の概要が分かる書類、対象施設・設備の竣工図等
(6) 対象施設の維持管理資料	過年度の水量・水質及び運転・保全履歴等
(7) 施設機能報告書	対象施設・設備の劣化状況が分かる書類（健全度等）、点検履歴
(8) 修繕・改築等工事予定書	対象施設で契約期間内に予定している修繕、改築、増設工事がかかる書類
(9) 災害対策に関する資料	耐震化状況、災害体制が分かる書類
その他	特定施設（特定事業所）の状況が分かる書類
民間事業者からの提案書	
(10) 事業実施計画書（案）	受託者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、業務実施方針、業務実施体制、運転管理基準、保全管理基準等をまとめたもの
(11) 見積書とその内訳	事業実施計画書（案）に沿って業務を行うことを前提とした書類
受託者決定後に作成する書類	
(12) 契約書表書き	委託名、業務期間、委託料等を記述し、委託者、受託者双方が押印したもの
(13) 契約書	契約書案を基に、受託者と合意した業務の契約事項を定めた書類
(14) 業務要求水準書	業務要求水準書案を基に、受託者と合意した受託者が満たすべき業務の水準及び受託者が遵守すべき事項を定めた書類
契約締結後に作成する書類	
(15) 引継書	円滑に対象施設の維持管理を引き継ぐために必要な事項が分かる書類
(16) 事業実施計画書	受託者が行う具体的な業務実施方法を示した書類
(17) 業務実施計画書	受託者が行う運転管理業務及び保全管理業務等に対する実施計画を示したもの
(18) 業務費用内訳書	受託者が提案した見積書の内訳が分かる書類

■ :委託者が作成する書類 ■ :受託者が作成する書類



■ :委託者が作成する書類 ■ :受託者が作成する書類

受託者の業務範囲・役割分担

受託者の業務範囲は、水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注（レベル1）を基本とし、必要に応じユーティリティ調達管理や修繕の性能発注（レベル2やレベル3）、更には建物管理、植栽管理の付帯業務等の仕様発注による業務まで拡大する場合もあり、**業務範囲の設定は、委託者のニーズに応じて定める。**

これらの業務は受託者の裁量により実施するが、維持管理時における不測の事態に備え、非常時には、委託者の指示に従い業務を実施する旨、あらかじめ契約書に盛り込んでおくことも必要と考えられる。

雨水ポンプ場、合流ポンプ場の管理を業務範囲に加える場合について

雨水ポンプ場や合流ポンプ場については、施設規模が大きく、運転操作や設備故障が原因で溢水させた場合に被害規模が大きくなり、受託者が損害賠償に対応できない事が想定される。

基本的には、**仕様発注による運転管理**を行うことを標準とし、また、**保全管理**においては、処理場施設同様に、受託者が点検基準や修繕方法等を定める**性能発注**を行う事例が多い。

本ガイドラインでは、雨水ポンプ場等の運転管理に係る事例を示す。

事例

◆ 【雨水ポンプ場の運転管理の要求水準 事例1】

「雨水ポンプ場標準仕様、技術提案の「水防計画」に基づき、流入水量を適切に排水すること」の仕様発注となっている（運転管理：仕様発注、保全管理：性能発注）。委託者は、水防計画書を作成し、発注者に提出する。

◆ 【雨水ポンプ場の運転管理の要求水準 事例2】

運転管理の仕様：毎日のゲート操作回数、満潮時のゲート操作、内水位の基準（晴天時、雨天時）

◆ 【合流ポンプ場の運転管理の要求水準】

処理場の分水槽流入流量が4,500m³/hを超える期間においては、汚水ポンプの運転、雨水滞水池の運用、簡易放流、流入ゲートの操作については仕様発注であり、発注者が示す「降雨対応運転操作マニュアル」に従うこと。

下水汚泥の処分の取扱いについて

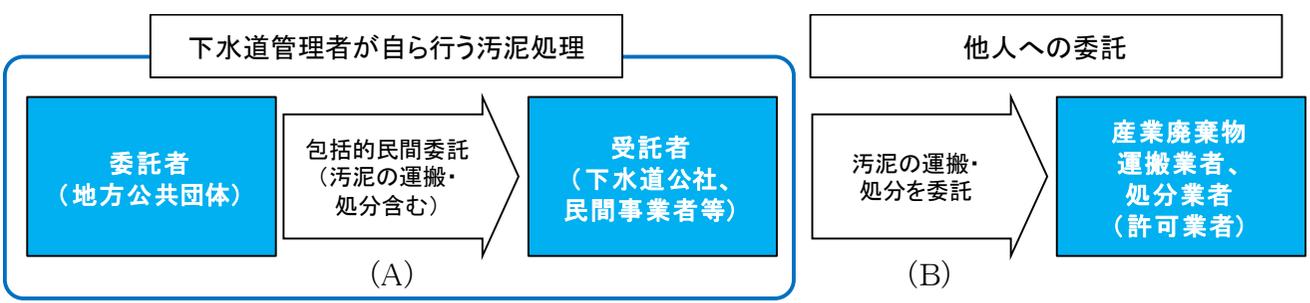
下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）の適用等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日衛環233号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号）により、以下のとおり通知されている。

- 一 下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこと。
- 二 一において「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」とは、「下水道管理者が、自らの地方公共団体の区域（複数の下水道管理者が共同して下水汚泥の処理を行う場合にあつては、当該複数の下水道管理者に係る地方公共団体の区域）内において、産業廃棄物処理業者に委託することなく自ら行う（いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む。）下水汚泥の処理

包括的民間委託の受託者に対する廃掃法への位置付け

平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者に対する廃掃法への位置付けは以下のとおりとなる。

- ①平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知により、包括的民間委託の受託者は、下水道管理者（委託者）の「補助者」となり、**下図で示す（A）の委託は、廃掃法の適用対象外**である。
- ②包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができるため、下水道管理者の補助者である受託者から下水汚泥の運搬、処分を委託すること（**下図で示す（B）の委託**）は、廃掃法上は1回目の委託となり、**廃掃法14条16項で定める再委託には当たらない**。
- ③①及び②により、**下水汚泥の処分を包括的民間委託の業務として見込むことは可能**である。



留意点
業務に下水汚泥の処分を見込む場合においても、**下水道事業の最終責任は下水道管理者にあるため、下水汚泥が適正に処分されているかマニフェスト管理等の履行監視・評価を行って行く必要がある。**

受託者の責任範囲

包括的民間委託の性能発注では、ペナルティ規定や施設損傷時の原状回復措置等、受託者が負担すべき損害賠償があるため、委託者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

リスク分担

リスク分担表（右表：例）を作成する際には、委託者と受託者の責任の分界点についてできるだけ明確に定めることが重要であり、契約図書の一部として取り扱う必要がある。

基本的には、維持管理業務に関わるリスクについては受託者が負担し、外部要因によるリスクや委託者に起因するリスクについては委託者が負担する。

複合的要因による施設損傷リスクについては、その度合いに応じて双方で負担することとなる。

留意点

◆ リスク発現時に、受託者側に起因するものであれば、受託者側の費用負担（損害賠償）が発生するため、契約保証金を設定する、もしくは、受託者側に賠償責任保険加入を義務付けるといった**リスクヘッジの措置を契約に盛り込む**ことも検討することが望ましい。

段落	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、臭気等）		○	
	上記以外のもの	○		
委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○		
	委託者の責務不履行によるもの	○		
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
		流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	上記以外の経費の増加		○
		受託者の責による補修費の増大		○
	突発修繕費の増大リスク	上記以外によるもの	○	
施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	
	受託者の責により施設が損傷した場合	○		
	上記以外のもの	○	○	

上記以外については、双方協議して定める。

受託者の満たすべき要求水準

包括的民間委託では、運転管理業務（水質管理業務、エネルギー管理業務）、保全管理業務等の性能発注の業務に対し、受託者が満たすべき要求水準を設定する。

運転管理業務の要求水準（水質管理業務）

水質管理業務では、放流水質、汚泥の含水率やボイラ排ガス中の窒素酸化物濃度等の**定量的な基準を設定**する（右上表）。

- 法定基準：水質汚濁防止法における排水基準、上乘せ基準、下水道法に基づく放流水質基準
- 契約基準：過去の実績等により委託者が独自設定した基準
- 目標基準：契約基準よりも良好な処理水質を確保するために、委託者や受託者が独自設定した基準

要求水準項目		法定基準	契約基準	目標基準		
				達成率		
放流水質	pH	—	5.8～8.6	6.0～8.0	—	—
	BOD	mg/l	15	10	5	50%
	SS	mg/l	40	10	4	50%
	大腸菌群数	個/cm ³	3,000	100	—	—
脱水ケーキ含水率		%	—	80	—	—

運転管理業務の要求水準（エネルギー管理業務）

エネルギー管理業務では、電気等のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量等の**定量的な基準を設定**する（右下表）。

項目	指標	施設	契約基準	単位
電力原単位	使用電力量(kWh/年)/処理水量(m ³ /年)	全施設対象	0.905	kWh/m ³

留意点

- ◆ 第2期目以降、実績を考慮して放流水質の要求水準の設定すると、民間努力により水質が向上した場合に、契約基準を厳しくすることになり、運転管理がより困難になることが想定される。
- ◆ 処理場の処理水質と消費エネルギーはトレードオフであり、処理水質が向上すると消費エネルギーが増大し、省エネ運転を実施すると処理水質が悪化する。
- ◆ 過度な水質を求めるのではなく、仕様発注時の状況や放流先の水域全体を視野に入れ、水質とエネルギーの両面を考慮し、**環境負荷全体として最適な水準を検討する必要があります。**

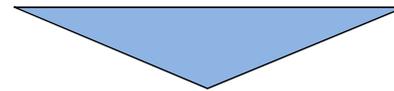
受託者の満たすべき要求水準

包括的民間委託では、運転管理業務（水質管理業務、エネルギー管理業務）、保全管理業務等の性能発注の業務に対し、受託者が満たすべき要求水準を設定する。

保全管理業務の要求水準

保全管理業務は、保守点検業務により、施設・設備の状態を確認し、異常を発見した場合には、対象業務範囲における修繕を行い、通常どおりの機能を維持する業務である。

保全管理業務は、保守点検業務、修繕業務を行うことにより、対象施設の機能を維持することを要求事項として求める。



留意点

- ◆ 保全管理業務の要求水準は、**定性的な要求事項**となるため、委託者が求める**施設機能の維持の水準**について、受託者、委託者双方で協議を行い、**共有する必要がある**。
 - 施設機能が劣化しないよう、日常的な保守点検等を行うことで、施設の状態を正常な状態に維持すること（ただし、経年劣化を除く）。
 - 契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

要求水準未達時の手続き

包括的民間委託では、要求水準を満たしていない場合、受託者に原因究明、改善計画書の提出、改善措置を速やかに行わせることができるように**手続き等を取りまとめる必要がある**。

場合によっては委託者の減額措置（ペナルティ）事項の条件等も合わせて検討する。

本ガイドラインでは、放流水質の場合の例を示す。

放流水質が要求水準未達の場合の手続きの例

- ◆ 第1段階：未達の確認、報告
- ◆ 第2段階：改善計画の提出
- ◆ 第3段階：委託費の減額

委託者は流入実績を確認し、流入水の水量、水質が流入基準の範囲内であれば、契約書に準じ要求水準等未達に対する減額措置（ペナルティ）を課すことを判断する。

- ◆ 第4段階：契約解除、違約金

やむを得ない事態を除き、契約基準または法定基準を満足できない状態が一定日数以上継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合には、委託者は契約を解除することができる。

事業実施計画と要求水準の扱い

事業実施計画書は、受託者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、受託者が事業をどのように行うのかを定めるものである。

委託者は下水道管理者としての責任を果たすために、受託者が策定した事業実施計画書の内容を確認する必要がある。

留意点

- ◆ 事業実施計画書の内容は、委託者が承認するものではないが、委託者は下水道管理者としての法的責任を遂行するため、受託者に必要に応じて改善することを要求する。
- ◆ 事業実施計画は、受託者の責任で定めたものであり、受託者が要求水準を守れなかった場合は、受託者が、事業実施計画どおりに業務を行っていたとしても責任を免れることはできない。
- ◆ 委託者は、引継事項が適切に文書化されているかどうかの確認のため、施設機能の確認等において引継事項の提示や説明を求めることができるほか、いつでも引継事項の内容を確認することができるものとする。

PIを用いて要求水準を設定する方法

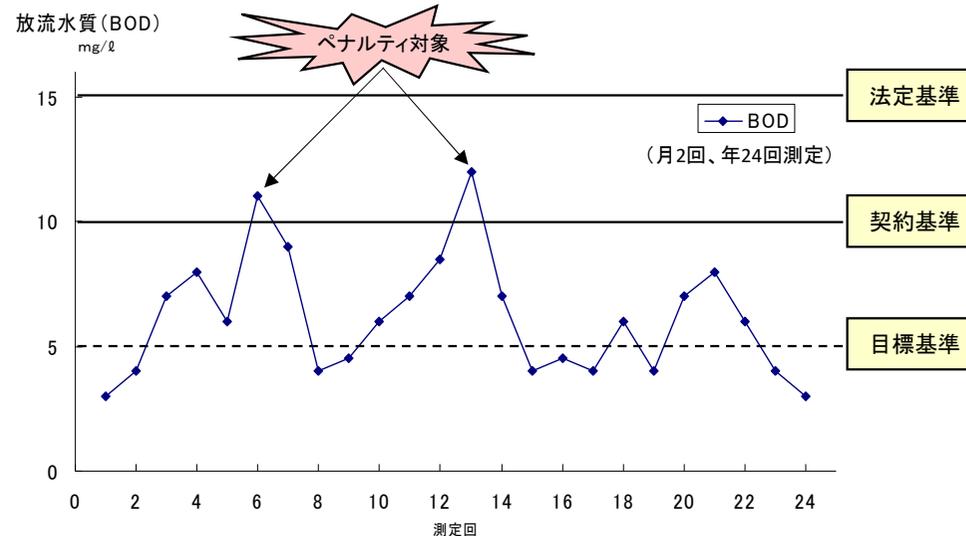
包括的民間委託の業務実施結果や水準を定量的に把握・評価するための指標として、**業務指標**（Performance Indicator 以下、PIと略す）を**活用**することも、**有力な情報公開の手段の一つ**である。

PI指標「目標水質達成率（BOD）」の活用例

通常の性能発注では、法定基準及び契約基準を超えた場合、ペナルティの対象となる（右図）。

目標水質についても要求水準を設定したいが、法定基準や契約基準ほど厳しいペナルティ基準にしたいという場合には、維持管理ガイドラインにおけるPI指標の「目標水質達成率（BOD）」が活用できる。

法定基準及び契約基準を要求水準として設定



PIを活用した評価例

要求水準をPIで設定する場合、法定基準、契約基準及び目標基準に対し、達成率をPIとして設定する。

本ガイドラインでは、現在の運転状況が過去の実績に対し、どのような状況か判断するために、放流水質や汚泥含水率等の達成状況をPIで評価した例（右表）と、エネルギー原単位をPIで評価した例（下表）を示す。

PI項目	管理項目	指標	基準値①	単位	PI目標値	実績②	PI②/①×100	評価	
契約基準	契約基準達成率(BOD)(最大値)	放流水	T-BOD契約基準達成回数	55	回	100%	55	100%	達成
	契約基準達成率(SS)(最大値)	放流水	SS契約基準達成回数	158	回	100%	158	100%	達成
	契約基準達成率(大腸菌群数)(最大値)	放流水	大腸菌群数契約基準達成回数	40	回	100%	40	100%	達成
	契約基準達成率(pH)	放流水	pH契約基準達成回数	156	回	100%	156	100%	達成
	契約基準達成率(汚泥含水率)(最大値)	放流水	脱水ケーキ含水率契約基準達成回数	158	回	100%	158	100%	達成
	契約基準に対する放流水質の水準(BOD)	放流水	T-BOD	10.0	mg/l	100%以下	2.9	29%	達成
	契約基準に対する放流水質の水準(SS)	放流水	SS	5.0	mg/l	100%以下	2.7	54%	達成
	契約基準に対する放流水質の水準(大腸菌群数)	放流水	大腸菌群数	100	個/ml	100%以下	40	40%	達成
	契約汚泥含水率に対する実績値の水準	脱水ケーキ	脱水ケーキ含水率	80.0	%	100%以下	78.0	98%	達成
目標基準	目標基準達成率(BOD)	放流水	T-BOD目標基準達成回数	55	回	50%以上	33	60%	達成
	目標基準達成率(SS)	放流水	SS目標基準達成回数	158	回	50%以上	132	84%	達成
	目標基準達成率(大腸菌群数)	放流水	大腸菌群数目標基準達成回数	40	回	50%以上	37	93%	達成
	目標基準達成率(pH)	放流水	pH目標基準達成回数	263	回	50%以上	192	73%	達成
	目標基準に対する汚泥含水率達成率	脱水ケーキ	汚泥含水率目標基準達成回数	158	回	50%以上	132	84%	達成
	目標基準に対する放流水質の基準(BOD)	放流水	T-BOD	3.1	mg/l	100%以下	2.9	94%	達成
	目標基準に対する放流水質の基準(SS)	放流水	SS	4.9	mg/l	100%以下	2.7	55%	達成
	目標基準に対する放流水質の基準(大腸菌群数)	放流水	大腸菌群数	50	個/ml	100%以下	40	80%	達成
	目標汚泥含水率に対する実績値の水準	脱水ケーキ	脱水ケーキ含水率	79.0	%	100%以下	78.0	99%	達成

目的	PI項目	指標	施設	基準値①	単位	目標値	実績②	PI②/①×100	評価
エネルギー管理	電力原単位	使用電力量(kWh/年)/処理水量(m ³ /年)	全施設対象	0.905	kWh/m ³	100%以下	0.818	90%	達成
	使用燃料原単位	重油及び軽油使用量(L/年)/処理水量(m ³ /年)	全施設対象	0.00034	L/m ³	100%以下	0.00025	74%	達成

流入基準と放流水質に基づく対応の考え方

放流水質の要求水準は、施設能力、流入水及び放流水の計画値や実績、法定基準等を勘案し、**処理場施設毎に適切な設定を行う必要がある。**
 本ガイドラインでは、留意事項と共に、先行導入都市における要求水準、ペナルティの設定事例（下表）を示す。

留意点

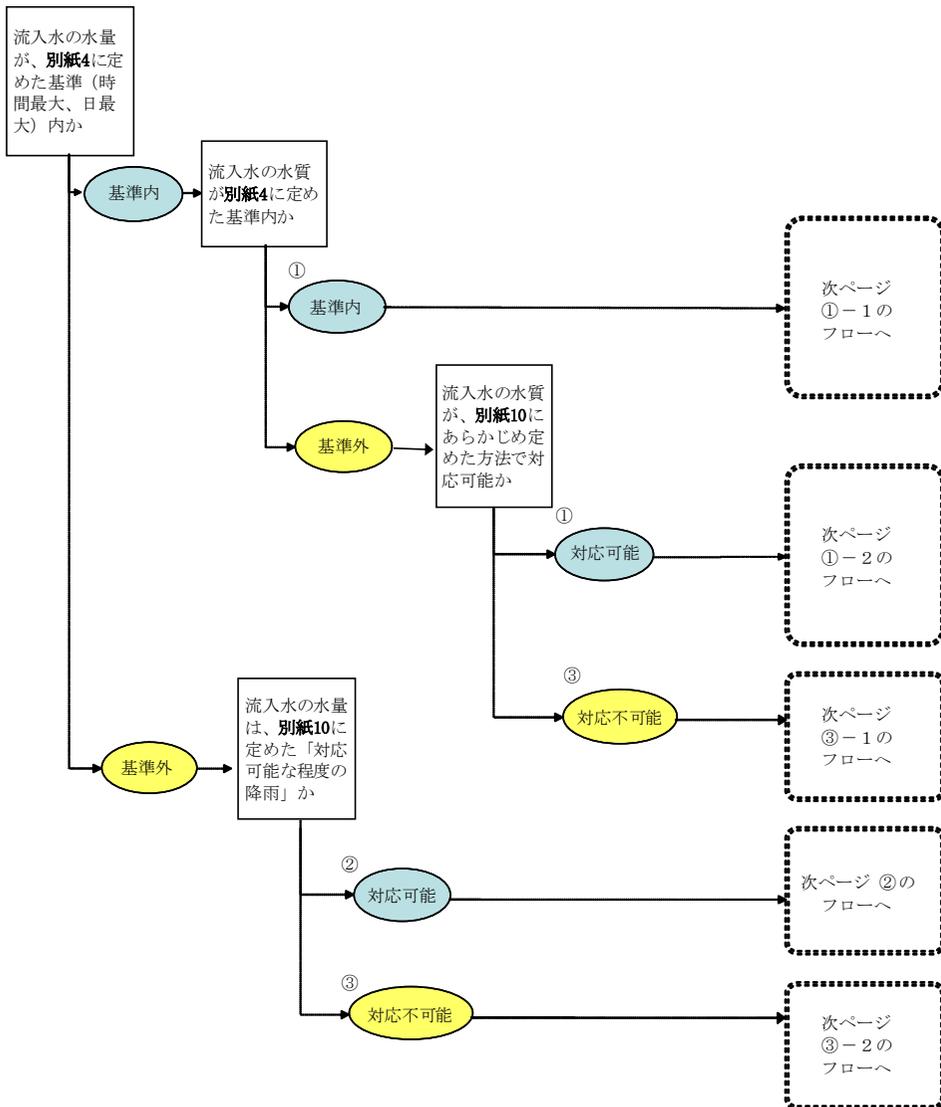
- ◆ 委託者は流入実績を確認し、流入水の水量、水質が流入基準の範囲内であれば、契約書に準じ要求水準等未達に対するペナルティを課すことに留意する必要がある。
- ◆ **包括的民間委託における運転管理業務、保守点検業務等のレベル1、2に類する業務は、法律行為ではない事務等の「準委任契約（民法656条）」であり、基本的に契約不適合責任はなく、受託者は善管注意義務（誠実に事務等処理する義務）による業務を遂行することになるため、放流水質等の運転管理に関する要求水準に対し過度なペナルティとならないように留意が必要である。**
- ◆ 修繕業務（レベル2.5以上）は、請負契約に類する業務であり、業務を完成させる義務が発生し、契約不適合責任を負うことになる。
- ◆ 流入水の水量及び水質に応じた委託費の支払い等の取り扱いについては、施設能力、流入水及び放流水の計画値や実績、法定基準等を勘案し、処理場施設毎に適切な設定を行う必要がある。

項目	内容
運転管理の要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放流水質（90%） 放流水質については、法定基準のみ設定している事例が多いが、契約基準、目標基準も設定している事例もある。 ・ 汚泥性状の基準（70%） ・ エネルギー使用量（10%）
ペナルティ	<p>CASE1：要求基準未達の場合：即ペナルティ</p> <p>CASE2：法定基準未達の場合：即ペナルティ 契約基準未達の場合：猶予期間の設定</p> <p>CASE3：ペナルティは設定していないが、要求水準未達の場合、受託者の費用負担により改善措置を行う。</p>

「令和元年度 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査」より
 () 内のパーセンテージは、団体数/有効回答数により算出した割合である。

流入基準と要求水準に対する評価の考え方

受託者が実施した運転管理業務に対し、要求水準の達成状況を評価する。
 放流水質の要求水準の評価に当たっては、下図のように、**流入基準を勘案し評価するとともに、未達成時の対応方針を明確にする必要がある。**



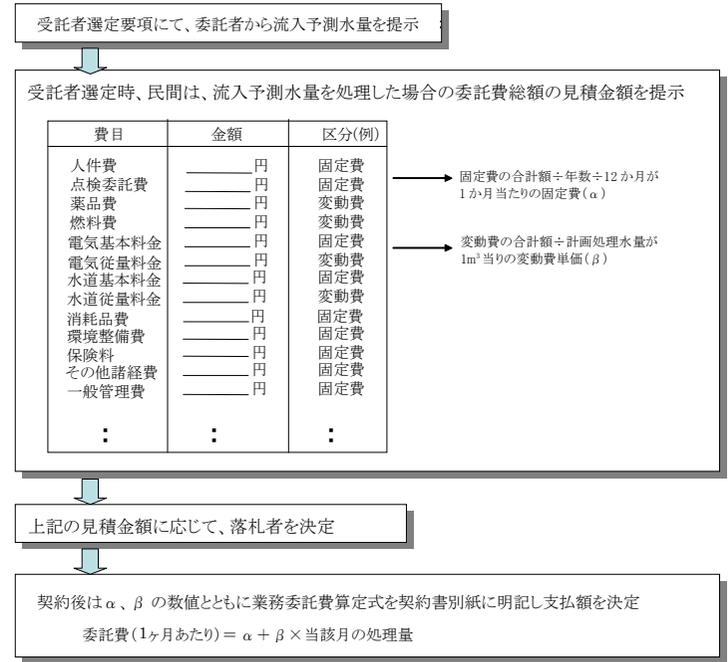
受託者の義務	委託費の支払い等	追加費用
【約款第14条第1～3項】 別紙5に定める放流水質契約基準に適合させて放流する。	放流水の水質が別紙5に定めた基準内か ① 1	委託費は全額支払われる。 【約款第14条第4、5項】 別紙9及び別紙15に規定された基準に依り、業務委託費の減額、契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。 別紙9に示す「やむを得ない事態」による場合、受託者へのペナルティは課せられない。
【約款第16条第1項】 第14条第1～3項の規定を準用(上記と同じ)	放流水の水質が別紙5に定めた基準内か ① 2	委託費は全額支払われる。 【約款第14条第4、5項】 別紙9及び別紙15に規定された基準に依り、業務委託費の減額、契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。 別紙9に示す「やむを得ない事態」による場合、受託者へのペナルティは課せられない。 【約款第16条第2項】 別紙15に依り追加費用を請求することができる。
【約款第16条第3項】 受託者は、あらかじめ委託者が別紙10で指定した処理方法に依り対応する。	放流水の水質が別紙5に定めた基準内か ②	【約款第16条第4項】 からあらかじめ委託者が別紙10で指定した処理方法に従った場合、業務委託費は減額されない。
【約款第16条第1項】 受託者は責任を負わない。受託者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努める。	③ 1 1	【約款第16条第2項】 業務委託費は減額されない。 【約款第16条第2項】 別紙15に依り追加費用を請求することができる。
【約款第16条第3項】 受託者は責任を負わない。受託者は、放流水質契約基準又は放流水質法定基準を達成することができるよう努める。	③ 1 2	【約款第16条第4項】 業務委託費は減額されない。

業務委託費の積算

包括的民間委託の業務委託では、固定費と変動費に分けて積算する。固定費は、処理水量にかかわらず固定的に要する費用、変動費は、処理水量に応じて変動する費用である（計算式は下式）。

○計算式：委託費＝（固定費）＋（変動費）×（処理水量）

委託費を固定金額とし、処理水量が一定範囲以上増減した場合に補正を行う方式等も考えられる（右図）。



第二期以降の積算について

包括的民間委託の積算において実績を用いて積算する場合には、包括的民間委託の特殊性を踏まえた積算となるよう考慮する必要がある。

留意点

- ◆ 第二期以降の包括的民間委託の積算においては、実績による積算を選択せざるを得ない作業項目については、包括的民間委託導入前の実績などを参照し、民間努力によるコスト縮減を正當に評価するなど、**近年のみの実績を単純に反映させて積算せず、その努力を一定程度民間事業者に還元されるように対応する必要がある。**
- ◆ 契約時にインセンティブ条項を設けて、精算による民間側への一部還元を考慮した積算と精算方法を総合的に検討することも考えられる。

レベル2.5の包括的民間委託における修繕業務

突発的な修繕（契約前に修繕内容が明らかになっていない修繕）が含まれるため、1件当たりの修繕費用を少額に設定する事例が多い。

突発的な修繕の1件当たりの費用の上限は、地方自治法施行令第167条の2に規定される随意契約によることができる費用（「工事又は製造の請負」都道府県及び指定都市250万円以下、市町村130万円以下）の範囲内とする。

業務委託に係る支払額の決定方法

包括的民間委託では、受託者が行う維持管理の履行監視・評価を行い、要求水準の達成状況、流入実績等を勘案し、支払額を決定する。

要求水準が達成されない場合は、その対価である委託費の減額（ペナルティ）をすることも検討する。

包括的民間委託は、複数年契約であることから、必要に応じユーティリティ等の物価変動に対し精算することを検討する。

受託者による運転管理の効率化により、維持管理コストの削減等が達成された場合には、単に業務委託費を精算するのではなく、インセンティブ条項を定めている場合は、これと併せて精算することも検討する。

支払い額の決定方法

本ガイドラインでは、下記の内容について示す。

○支払い額の決定方法

○放流水質の契約基準等を満たさない場合であっても、やむを得ない事由が原因である場合の措置

○月払いを標準とした支払方法の例

委託費の減額の事例

本ガイドラインでは、業務委託費の減額（ペナルティ）の事例として、3都市の事例を取りまとめている。

流入条件や物価変動等への精算

包括的民間委託は複数年契約であることから、必要に応じユーティリティ等の物価変動や労務単価の変動等に対し精算することを検討する。

精算を行う場合には、対象とする物価指数等を予め契約図書に定めておくことも必要である。

本ガイドラインでは、先行導入都市における流入条件や物価変動等の精算の状況（右表）を示す。

項目	内容
流入水量変動時の精算（約 40%）	<ul style="list-style-type: none"> 水量変動幅±2.5%～10%の変動があった場合に、変動費（電気、薬品等）を精算している。 水量変動幅 5%の事例が比較的多い。
ユーティリティ単価変動時の精算（約 30%）	<ul style="list-style-type: none"> ユーティリティ単価のうち、電気料金単価（従量単価）変動幅±1.5%～10%の変動があった場合に、変動費（電気、薬品等）を精算している。 水量変動幅 1.5%の事例が比較的多い。
修繕費の精算（約 30%）	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費の限度額に対し、差額分を精算している事例が多い。
労務単価の精算	<ul style="list-style-type: none"> 基準労務単価が 1.5%～5.0%の変動があった場合に、精算している。

「令和元年度 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査」より
 () 内のパーセンテージは、団体数/有効回答数により算出した割合である。

緊急時、災害時の対応の精算

包括的民間委託では、業務範囲内の維持管理業務に対する様々なリスクは受託者が負担することになる。災害時等の外的要因によるリスクは委託者が負担するため、災害対応への精算は行う必要がある。本ガイドラインでは、先行導入都市における緊急時の精算の状況（下表）を示す。

項目	内容
緊急時の精算を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の精算を行う場合は、委託者と受託者で協議を行い、委託者側が負担することが適当と認めた場合に、受託者からの見積りや委託者での積算基準により精算している。 あらかじめ、緊急対応の出勤回数を設定し、業務委託料に見込んで対応している。
緊急時の精算を基本的に行わない場合	<ul style="list-style-type: none"> 変動費として流入水量に応じた精算をするため、個別精算はしない。
災害時対応の精算	<ul style="list-style-type: none"> 災害時対応等の大規模対応の場合は、委託者と受託者で協議を行い、受託者からの見積りや委託者での積算基準により精算している。

「令和元年度 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査」より

インセンティブ事項による精算

包括的民間委託により運転管理の効率化が進み、維持管理コストの削減等が達成された場合には、あらかじめ定めたインセンティブ条項と併せて精算することも検討する。

本ガイドラインでは、先行導入都市におけるインセンティブの状況（下表）、インセンティブの事例として6都市の事例、その他考えられるインセンティブを取りまとめている。

項目	インセンティブ
ユーティリティ費（使用量）の削減分	<ul style="list-style-type: none"> 受託者の創意工夫、効率的な運転管理により、電気費（使用量）、薬品費（使用量）が削減できた分をインセンティブとして、50%～100%を受託者の利益としている。 ユーティリティ費（使用量）の削減分は100%の事例が多い。
修繕費削減分	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費が削減された分をインセンティブとして、100%を受託者の利益としている事例が多い。

「令和元年度 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査」より

第5章 地方公共団体の技術力の確保・向上について

地方公共団体の技術力の確保・向上について

包括的民間委託の導入により、多くの業務を民間事業者が実施することになる。

地方公共団体では、「維持管理マネジメント」、「契約履行監視・評価」、「廃棄物処分」、「分析試験計画・管理」等に関する技術力の低下が懸念されるため、**技術力の確保・向上に向けた取組を検討する必要がある。**

地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針

総務省においては、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」において、以下の検討事項を挙げている。

(1) 人材育成の目的の明確化

(2) 学習的風土づくり等の総合的取組の推進

① 職場の学習的風土づくり（人を育てる職場環境）、② 系統だった人材育成の確立、③ 仕事を進める過程の工夫・活用

(3) 職員研修の充実、多様化

① 自己啓発、② 職場研修、③ 職場外研修

地方公共団体の技術力向上の取組事例

本ガイドラインでは、包括的民間委託を導入している地方公共団体における技術力の確保・向上への方策に関する取組を紹介する。

(概要)

○ 受託者との打合せ及び現場確認の頻度を増やす。

○ 中核都市、日本下水道事業団、下水道協会等の研修・講習等を積極的に活用する。

○ 技術職員の確保及び適正な配置に努める。

○ 複数の処理場施設を維持管理している場合、全て包括的民間委託とするのではなく、直営管理や仕様発注の処理場施設を残す。

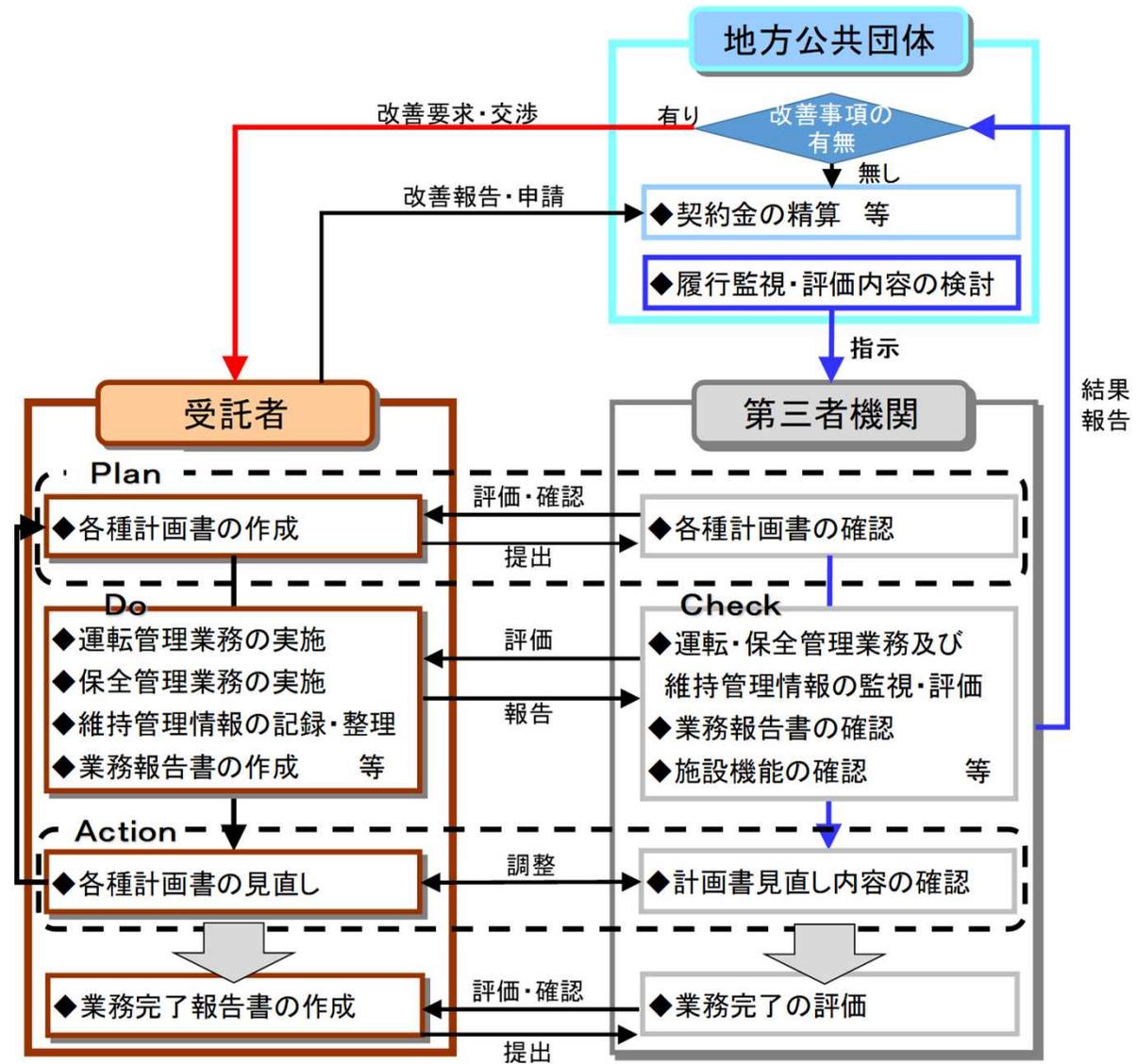
○ 処理場・ポンプ場に関する施設・設備情報データベースを構築し、維持管理ノウハウを蓄積・活用する。

地方公共団体の事業運営体制の検討

包括的民間委託を継続的に実施していくためには、受託者の履行状況や技術提案を適切に監視・評価していく必要があるが、地方公共団体では、これらに対応する**技術職員の確保が課題**となっている。

課題解決の方策

- ◆ 課題解決の一方策として、**第三者機関**（日本下水道事業団、公社、地方公共団体出資団体、コンサル等）を**活用することが有効**である。
- ◆ 第三者機関の活用にあたっては、過年度の履行監視・評価状況、当該地方公共団体の執行体制等を踏まえて、履行監視・評価内容、地方公共団体や第三者機関と受託者の関係及び役割分担を明確にする必要がある。



第6章 包括的民間委託内容の見直し

包括的民間委託内容の見直し

包括的民間委託の履行監視・評価結果や関連計画（事業計画、ストックマネジメント計画等）を踏まえ、必要に応じて、業務範囲、対象施設、契約期間及びインセンティブ等の次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直しを行い、効率的な維持管理を推進することが重要である。

本ガイドラインでは、主な次期契約内容の見直し例と本ガイドラインにおける参照先を示す。

次期契約内容の見直し例の項目

- ◆ 対象施設、業務範囲、契約期間等の業務範囲
参照先：「1.1 包括的民間委託とは」、「5.1 受託者の業務範囲及び責任範囲」
- ◆ リスク分担
参照先：「5.1.2 受託者の責任範囲」。
- ◆ 要求水準
参照先：「5.2 受託者の満たすべき要求水準」
- ◆ 積算方法
参照先：「5.3.3 業務委託費の積算」
- ◆ 精算方法
参照先：「5.3.4 業務委託に係る支払額の決定方法」
- ◆ インセンティブ
参照先：「5.3.4 業務委託に係る支払額の決定方法」
- ◆ ペナルティ
参照先：「5.3.4 業務委託に係る支払額の決定方法」
- ◆ 受託者選定方式
参照先：「第3章 受託者選定方式」
- ◆ 履行監視・評価方法
参照先：「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン 平成30年12月」
- ◆ 事業運営体制
参照先：「5.4 地方公共団体の技術力の確保・向上について」

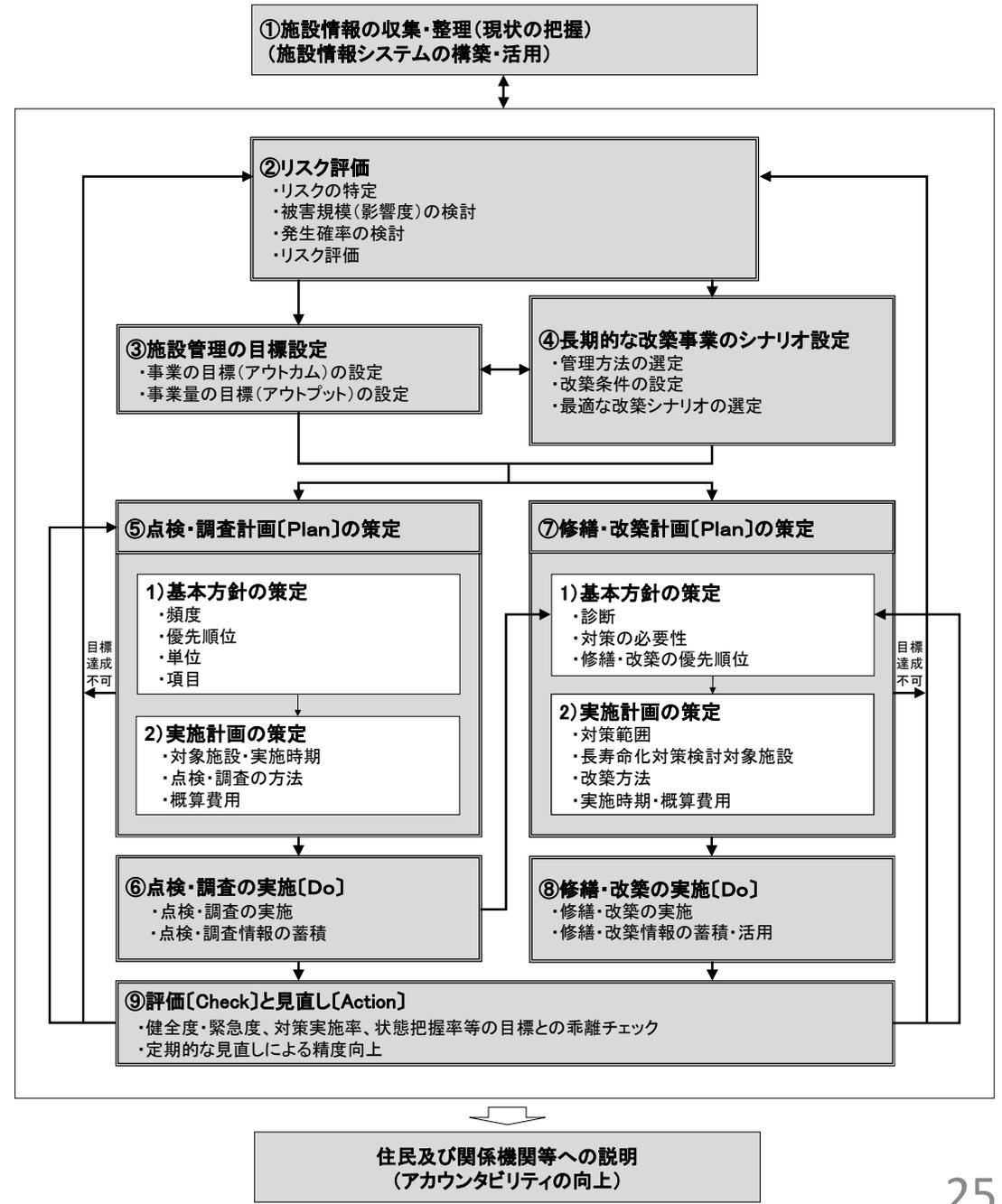
下水道Stockマネジメントの概要

下水道事業におけるStockマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

下水道Stockマネジメントの全体像

下水道事業におけるStockマネジメントは、目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するものである。

- ① 施設情報の収集・整理（現状の把握）
- ② リスク評価
- ③ 施設管理の目標設定
- ④ 長期的な改築事業のシナリオ設定
- ⑤ 点検・調査計画の策定
- ⑥ 点検・調査の実施
- ⑦ 修繕・改築計画の策定
- ⑧ 修繕・改築の実施
- ⑨ 評価と見直し



点検・調査について

点検は、機能維持のために定期的を目視や測定装置の使用等により、設備単位で異常の有無を確認する作業である。

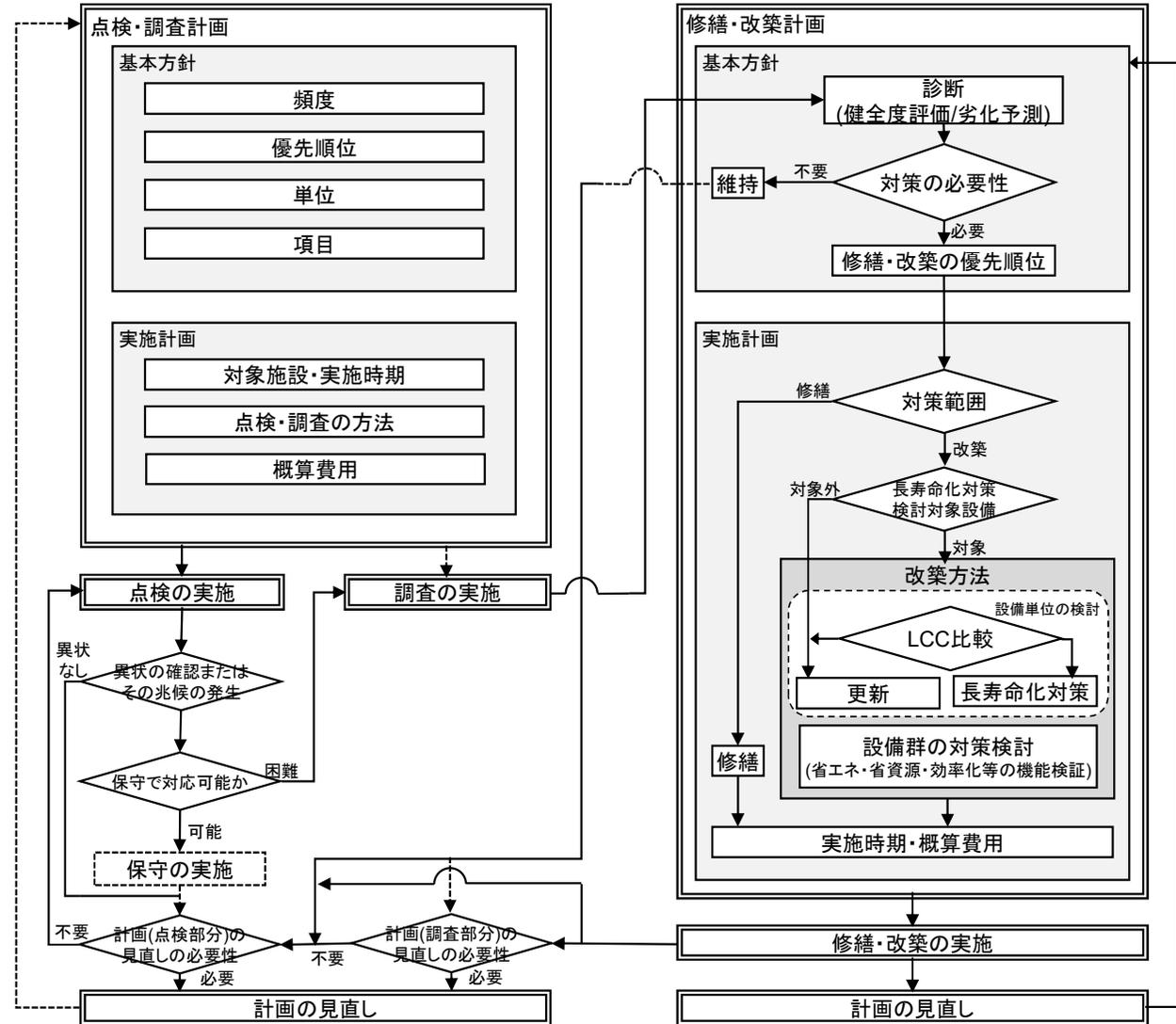
調査は、設備あるいは部品単位で健全度評価や予測のため、目視や測定装置等により、定量的に劣化の実態や動向等を確認するとともに、原因を検討する作業であり、計画で設定された時期のほか、保守で対応困難な異常やその兆候が確認された場合に行う。

包括的民間委託で行う保守・点検の内容・時期との調整を図ることにより、効率的・効果的な調査を行うことが可能となる。

修繕・改築について

修繕・改築は、点検・調査結果を踏まえて診断を行い、対策の必要性を判断し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、改築の優先順位を設定した上で、修繕・改築対象設備の実施時期、実施方法及び費用を取りまとめた修繕・改築計画を策定し、実施する。

修繕と改築は一体的に検討することが有効であるため、包括的民間委託で行う修繕は、委託者が策定するStockマネジメント計画と連携を図る必要がある。



ストックマネジメントとの連携

効率的かつ効果的にストックマネジメントを実施していくためには、情報や作業面で、**包括的民間委託及び履行監視・評価と連携強化を図ることが重要**である。

連携強化による効果

- ◆ 点検と調査の実施時期を調整し、機器の切り替え運転や水槽の水抜き等の作業を最小限にすることにより、これらの**作業手間の削減及び処理への影響を最小限**にすることが可能となる。
点検と調査基準の調整を図り、点検内容及びその結果を調査計画の策定や実施に活用することにより、**状態評価**（健全度評価・劣化予測）の**効率化や精度向上が可能**となる。
- ◆ 受託者が策定する修繕計画と委託者が策定する改築計画を調整することにより、**最も有効で無駄のない対策を実施することが可能**となる。

連携強化実現のため

連携強化を実現するためには、ストックマネジメントに関わる全ての者がデータベースシステムを共有し、**情報共有・一元化することが有効**である。
委託者、受託者双方で別々のデータベースシステムを活用している場合は、その連携を図ることが効率的である。
ストックマネジメントは、PDCAのマネジメントであり、上述のように情報及び作業面で連携を強化し、Check・Actionに活用することにより、実践的なマネジメントとなる。

参考資料編

今後、包括的民間委託導入を検討される地方公共団体だけでなく、2期目以降の契約更新を検討される地方公共団体も活用できるよう、本ガイドラインでは、標準契約モデルをはじめ、各種事例、指定管理者制度、通知・通達類の内容の拡充を図った。

- 7.1 標準契約モデル
- 7.2 改築を含めた包括的民間委託の事例
- 7.3 導入可能性調査の事例
- 7.4 総合評価方式の事例
- 7.5 プロポーザル実施要領の事例
- 7.6 受託者からのVE提案を求める事例
- 7.7 雨水ポンプ場の管理を対象範囲に含める場合の要求水準等の事例
- 7.8 広域化・共同化による包括的民間委託の事例
- 7.9 PIを活用する場合の試算事例
- 7.10 指定管理者制度について
- 7.11 通知・通達類